

○旅館業法施行細則

昭和三十二年三月七日

山口県規則第十八号

旅館業法施行細則をここに公布する。

旅館業法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号。以下「法」という。）の施行について、旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。）、旅館業法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）及び旅館業の施設の設置基準等を定める条例（昭和三十二年山口県条例第二号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(昭三三規則三二・昭六一規則六四・平一五規則三・平三〇規則六四・一部改正)

(許可の申請)

第二条 省令第一条第一項の申請書は、旅館業営業許可申請書（別記第一号様式）によらなければならない。

2 前項の申請書には、省令第一条第一項第一号に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、省令第一条第二項ただし書の規定の適用を受けるときは、第一号から第八号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

一 付近の見取図(営業施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある法第三条第三項第一号及び第二号並びに条例第二条第一項各号に規定する施設を記載したもの)

二 建物配置図

三 各階平面図

四 客室部分の断面図

五 便所が改良便槽又はし尿浄化槽を備えたものである場合は、その構造図

六 二面以上の立面図

七 営業施設に係る建築基準法（昭和三十五年法律第二百一号）第七条第五項の検査済証の写し（検査済証が交付された場合に限る。）

八 入浴の用に供する湯水の給水経路及び排水経路を明らかにした図面

九 条例第四条第二十一号に規定する入浴設備の衛生管理に関する事項を定めた要領

十 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道によ

り供給される水（以下「水道水等」という。）以外の水を使用する場合にあつては、当該使用水の水質検査成績書の写し

（昭六一規則六四・全改、平一一規則九・平一五規則八一・平三〇規則六四・令三規則二・令三規則七一・一部改正）

（承認の申請）

第二条の二 省令第二条第一項の申請書は、旅館業合併承認申請書（別記第二号様式）又は旅館業分割承認申請書（別記第二号様式）によらなければならない。

2 省令第三条第一項の申請書は、旅館業相続承継承認申請書（別記第三号様式）によらなければならない。

（昭六一規則六四・追加、平一三規則三六・一部改正）

（変更の届出）

第三条 省令第四条の規定による旅館業営業許可申請書、旅館業合併承認申請書、旅館業分割承認申請書又は旅館業相続承継承認申請書の記載事項の変更の届出をしようとする者は、旅館業営業許可申請書記載事項変更届（別記第四号様式）、旅館業合併承認申請書記載事項変更届（別記第四号様式）、旅館業分割承認申請書記載事項変更届（別記第四号様式）又は旅館業相続承継承認申請書記載事項変更届（別記第四号様式）に省令第一条第一項第一号及び第二条第二項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、営業施設の所在地を管轄する保健所の長（以下「所轄保健所長」という。）に提出しなければならない。

（昭六一規則六四・全改、平一三規則三六・一部改正）

（停止等の届出）

第四条 省令第四条の規定による営業の全部又は一部の停止又は廃止の届出をしようとする者は、旅館業停止届（別記第五号様式）又は旅館業廃止届（別記第五号様式）を所轄保健所長に提出しなければならない。

（昭六一規則六四・全改）

（水質基準）

第五条 条例第四条第七号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、温泉又は井戸水を入浴の用に供する場合において、第一号ロからホまで並びに第二号ロ及びハの基準の全部又は一部を適用することが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと認められるときは、これらの基準の全部又は一部を適用しないことができる。

- 一 入浴の用に供する湯水のうち、浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）以外の湯水次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 大腸菌は、検出されないこと。
 - ロ 全有機炭素の量は、一リットルにつき三ミリグラム以下であること。ただし、当該数値によることが適当でない認められる場合には、過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき十ミリグラム以下であること。
 - ハ 水素イオン濃度は、水素指数五・八以上八・六以下であること。
 - ニ 色度は、五度以下であること。
 - ホ 濁度は、二度以下であること。
 - ヘ レジオネラ属菌は、検出されないこと。
- 二 浴槽水 次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 大腸菌群数は、一ミリリットルにつき一個以下であること。
 - ロ 全有機炭素の量は、一リットルにつき八ミリグラム以下であること。ただし、当該数値によることが適当でない認められる場合には、過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。
 - ハ 濁度は、五度以下であること。
 - ニ レジオネラ属菌は、検出されないこと。

（平一五規則八一・追加、平三〇規則六四・令三規則七一・一部改正）

（残留塩素濃度の基準）

第六条 条例第四条第九号の規則で定める濃度は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める濃度とする。

- 一 遊離残留塩素濃度 通常の状態において一リットルにつき〇・四ミリグラムとし、かつ、一リットルにつき最大一ミリグラムを超えない濃度
- 二 結合残留塩素濃度 一リットルにつき三ミリグラムの濃度

（令三規則七一・全改）

（水質検査）

第七条 条例第四条第二十号の水質検査（以下「水質検査」という。）は、入浴の用に供する湯水（浴槽水を除く。）にあつては別表の一の項、二の項又は三の項及び四の項から七の項までの中欄に掲げる事項（第五条ただし書の規定により同条第一号ロからホまでの基準の全部又は一部を適用しないことができる場合にあつては、当該基準に係る事項を除く。）、浴槽水にあつては同項の中欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄に掲げ

る方法により行うものとする。

2 水道水等を使用しており、かつ、循環させていない浴槽水にあつては、前項の規定にかかわらず、水質検査を行わないことができる。

3 水質検査の回数は、次の各号に掲げる湯水の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 入浴の用に供する湯水（浴槽水を除く。）及び浴槽水（毎日入れ替えているものに限る。） 一年に一回以上

二 前号に規定する浴槽水以外の浴槽水 一年に二回以上（浴槽水を消毒するときに塩素系薬剤を使用していない場合にあつては、一年に四回以上）

（平一五規則八一・追加、平三〇規則六四・令三規則七一・一部改正）

（報告）

第八条 営業者は、水質検査の結果、第五条の基準を超えていた場合には、遅滞なく、その旨を所轄保健所長に報告しなければならない。

2 営業者は、その営業の用に供している施設を利用した者がレジオネラ症に感染し、又はその疑いがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を所轄保健所長に報告しなければならない。

（平一五規則八一・追加）

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 旅館業法施行細則（昭和二十三年十一月山口県規則第八十八号）は、廃止する。

付 則（昭和三三年規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年三月二十六日から適用する。

附 則（昭和五五年規則第三七号）

この規則は、昭和五十五年六月一日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第六四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年規則第二一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の旅館業法施行細則の規定により提出されている書類

は、改正後の旅館業法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則（平成六年規則第一〇四号）

この規則は、平成七年一月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第四三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年規則第九号）

この規則は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第三六号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第三号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第八一号）

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第六四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年規則第七一号）

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

別表（第七条関係）

（令三規則七一・追加）

項	事項	方法
一	大腸菌	特定酵素基質培地法
二	全有機炭素の量	全有機炭素計測定法
三	過マンガン酸カリウム消費量	滴定法
四	水素イオン濃度	ガラス電極法
五	色度	比色法又は透過光測定法
六	濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透

		過散乱法
七	レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

別記第1号様式(第2条関係)

(表)
旅館業営業許可申請書

山口県収入証紙
貼付け欄
(消印しないこ
と。)

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
生年月日 年 月 日生
(電話 局 番)

下記のとおり旅館業の営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

営業施設	名 称						
	所 在 地						
営 業 の 種 別	1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業						
旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容							
旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容							
構 造 設 備	敷 地 面 積	m ²	建 物 の 構 造		造 階建		
	建 築 面 積	m ²	延 べ 面 積		m ²		
	床面積別客室数 及び定員	寝台を置かない客室		寝台を置く客室			
		m ²	室	人	m ²	室	人
		m ²	室	人	m ²	室	人
		m ²	室	人	m ²	室	人
		m ²	室	人	m ²	室	人
合 計	室	人	合 計	室	人		

(裏)

構造	入浴設備	種類		共用の浴室		客室内の浴室		
				箇所		箇所		
		共同用の浴室の浴槽	屋内	容積	附属設備	容積	附属設備	
設備	浴槽	共用用の浴室の浴槽	屋内	m ³		m ³		
				m ³		m ³		
				m ³		m ³		
				m ³		m ³		
				m ³		m ³		
				m ³		m ³		
	設備	備	ろ過器	ろ材の種類				
				ろ過能力	m ³ /時		m ³ /時	
				台数	台		台	
				ろ材の交換回数	回		回	
備	洗面設備	使用水	1 水道水等 2 その他()					
		給水栓の数	個					
		便所の種類	1 水洗式 2 くみ取り式					
入浴設備の衛生管理に関する責任者の氏名								
旅館業法施行規則第1条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名								

添付書類

- 1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
 - 2 付近の見取図(営業施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある旅館業法第3条第3項第1号及び第2号並びに旅館業の施設の設置基準等を定める条例(以下「条例」という。))第2条第1項各号に規定する施設を記載したもの)
 - 3 建物配置図
 - 4 各階平面図
 - 5 客室部分の断面図
 - 6 便所が改良便槽又はし尿浄化槽を備えたものである場合は、その構造図
 - 7 2面以上の立面図
 - 8 営業施設に係る建築基準法第7条第5項の検査済証の写し(検査済証が交付された場合に限る。)
 - 9 入浴の用に供する湯水の給水経路及び排水経路を明らかにした図面
 - 10 条例第4条第21号に規定する入浴設備の衛生管理に関する事項を定めた要領
 - 11 水道水等以外の水を使用する場合にあつては、当該使用水の水質検査成績書の写し
- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「営業の種類別」欄、「使用水」欄、「浴槽水の消毒方法」欄及び「種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - 3 「旅館業法施行規則第1条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」欄は、営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名することを要しないこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式(第2条の2関係)

旅館 合併 承認 申請書

山口県収入証紙
貼付け欄
(消印しないこ
と。)

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名
(電話 局 番)

申請者

郵便番号
主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名
(電話 局 番)

下記のとおり 合併 分割 により旅館業の営業者の地位の承継の承認を受けたいので、
旅館業法第3条の2第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

営業施設	名称			
	所在地			
許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号			
合併により消滅する法人 又は分割前の法人	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
合併又は分割の予定年月日	年 月 日			
旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容				

添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式(第2条の2関係)

旅館業相続承継承認申請書

山口県収入証紙
貼付け欄
(消印しないこ
と。)

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
生年月日 年 月 日生
(電話 局 番)

下記のとおり旅館業の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

営業施設	名 称	
	所 在 地	
許可年月日及び指令番号		年 月 日 第 号
被相続人	住 所	
	氏 名	
被相続人との続柄		
相続開始の年月日		年 月 日
旅館業法第3条第2項各号(第7号を除く。)に該当することの有無及び該当するときは、その内容		

添付書類

- 1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式(第3条関係)

営業許可
旅館業 合併承認
分割承認
相続承認 申請書記載事項変更届

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり旅館業 営業許可
合併承認
分割承認
相続承認 申請書の記載事項を変更したので、
旅館業法施行規則第4条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

営業施設	名 称	
	所 在 地	
許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号	
承認年月日及び指令番号	年 月 日 第 号	
変 更 事 項	1 申請者の住所又は氏名(法人にあつては、その主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名) 2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名 3 営業施設の名称又は所在地 4 営業施設の構造設備 5 入浴設備の衛生管理に関する責任者の氏名	
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

3 旅館業法施行規則第1条第1項第1号及び旅館業法施行細則第2条第2項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式(第4条関係)

旅館業 停止届
廃止

年 月 日

保健所長 様

郵便番号

届出者 住所

氏名

(電話番号 局 番)

下記のとおり旅館業の全部を停止したため、旅館業法施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

営業施設	名称	
	所在地	
許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号	
停止の理由		
停止年月日	年 月 日	
営業再開予定年月日	年 月 日	

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「営業再開予定年月日」欄は、営業を停止した場合のみ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第1号様式（第2条関係）

（昭61規則64・全改、平2規則21・平6規則104・平10規則43・平11規則9・平13規則36・平15規則81・平30規則64・令元規則2・令3規則2・令3規則71・一部改正）

第2号様式（第2条の2関係）

（昭61規則64・全改、平2規則21・平6規則104・平10規則43・平13規則36・平30規則64・令元規則2・令3規則2・一部改正）

第3号様式（第2条の2関係）

（昭61規則64・追加、平2規則21・平6規則104・平10規則43・平13規則36・平30規則64・令元規則2・令3規則2・一部改正）

第4号様式（第3条関係）

（昭61規則64・追加、平6規則104・平10規則43・平13規則36・平15規則81・令元規則2・一部改正）

第5号様式（第4条関係）

（昭61規則64・追加、平6規則104・平10規則43・令元規則2・一部改正）